

総行行第327号  
令和2年12月24日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局行政課長

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第378号。以下「改正令」という。）は、令和2年12月24日に公布され、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「議定書」という。）がスイス連邦について効力を生ずる日（令和3年1月1日）から施行することとされました。

改正令に関しては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について」（令和2年12月24日付け総行行第326号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市議会議長宛て総務省自治行政局長通知）を通知したところです。

今般の改正に伴い、議定書を全面的に実施する必要がありますので、運用上の留意事項を下記のとおりお知らせします。

貴職におかれては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成7年11月1日付け自治行第84号自治省行政局長通知。以下「行政局長通知」という。）及び「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について」（平成26年3月12日付け総行行第44号総務省自治行政局行政課長通知）により示した事項のほか、下記の留意事項についても適切な運用がなされるよう、格別の配慮がされるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 第一 指名競争入札の参加者の数に関する事項

議定書により改正された1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）において、指名競争入札に付する場合において、指名競争入札に参加しようとする者の数を制限することができることとされているので、内外無差別の原則等に照らして支障がない範囲において適切に運用するものであること。

## 第二 公告の期間に関する事項

行政局長通知第2の1及び2により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第6条の公告については入札期日の一定期間前に行うこととされているが、改正協定において、以下の内容が定められていることを踏まえて、適切に運用するものであること。

一 改正協定においては、以下に掲げる場合には、それぞれの場合ごとに公告から入札期日までの期間を5日短縮することができることとされていること。ただし、この場合においても、当該期日までの期間を10日未満とすることはできないとされていること。

① 入札公告を電子情報処理組織を使用して行う場合

② 入札説明書の配付を入札公告又は公示の日から電子情報処理組織を使用して行う場合

③ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

二 改正協定においては、上記一にかかわらず、都道府県又は指定都市が商業上の物品及びサービスの調達を電子情報処理組織を使用して行う場合で、かつ、当該公告及び入札説明書の配付を電子情報処理組織を使用して行う場合は、公告から入札期日までの期間を13日以上とすることができることとされていること。この場合において、当該商業上の物品又はサービスに係る入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合は、公告から入札期日までの期間を10日以上とすることができることとされていること。